

○桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会設置要綱

令和4年4月1日
施行

(設置)

第1条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項及び第5項の規定により、学識経験者の意見を聴くため、桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は総合評価落札方式に係る次に掲げる事項について意見する。

- (1) 落札者決定基準に関すること。
- (2) 落札者の決定に関すること。
- 2 前項第2号の事項は、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見する必要がある場合に限り、意見するものとする。

(委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で意見できる学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員3名以上で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 6 建設会社の役員、従業員、代理人等特定の入札関連会社と密接な関係にある者は、委員となることができない。
- 7 委員が任期中に特定の入札関連会社と密接な関係にある者となる場合には、市長は、速やかに当該委員の改任を行うものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、2名以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の会議は非公開とする。
- 5 やむを得ない事情により会議の招集が困難であると委員長が認めるときは、委員

長は書面等による協議をもって会議に代えることができる。

(委員の除斥)

第6条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある会議に参加することができない。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。